

平成27年1月9日

徳島県立保健製薬環境センター
試験研究評価委員会 委員長 長尾 善光 殿

県政運営評価戦略会議
会長 石田 和之

徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価委員会の
運営評価結果について（提言）

県政運営評価戦略会議設置要綱第2条の規定により、去る11月19日に実施した徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価委員会の運営評価結果について、別添のとおり提言します。

貴評価委員会におかれては、今後の運営などに活用してください。

提 言 書

(徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価委員会の運営評価について)



県政運営評価戦略会議

はじめに

平成23年10月に発足した県政運営評価戦略会議（以下「戦略会議」という。）は、「いけるよ！徳島・行動計画」の「政策評価」及びとくしま目安箱や知事対話などで得られた県民意見の「県政への積極的な反映」とともに、県の各部局で設置する評価機関を統轄する機関として、「評価機関の運営状況に関する評価」を行い、提言する機能を担っています。

今年度は、去る7月30日に開催した第1回戦略会議において、徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）を評価対象に決定し、11月19日の第8回戦略会議でその運営状況等について審議いたしました。

今回の審議に当たっては、評価委員会委員の皆様にはアンケート調査に御協力を賜るとともに、長尾委員長には第8回戦略会議に御出席いただくなど、充実した議論ができましたことに厚くお礼申し上げます。

戦略会議では、評価委員会委員から提出のあったアンケート結果や評価委員会事務局（徳島県立保健製薬環境センター）から説明のあった運営状況等をもとに審議を行い、提言書という形に取りまとめましたので、今後の評価委員会の運営について御活用いただければと考えております。

平成27年1月

県政運営評価戦略会議
会長 石田 和之

目 次

1	評価の目的	1
2	評価の方法	1
	(1) 評価の進め方	1
	(2) 評価のポイント	2
3	議論の概要	3
4	提 言	6
5	参考資料	
	(1) 徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価に関するアンケート結果	7
	(2) 徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価委員会の概要について	16
	資料1 (試験研究評価実施要綱)	18
	資料2 (保健製薬環境センター試験研究評価委員会評価基準)	20
	資料3 (試験研究評価シート)	21
	資料4 (採点表)	24
	資料5 (試験研究評価委員会委員名簿)	27
	(3) 県政運営評価戦略会議委員名簿	28

1. 評価の目的

「評価機関の運営状況に関する評価」については、評価機関の運営が評価委員の意見や要望を取り入れたものになっているか、また、評価結果が試験研究や本県の保健製薬の向上等に役立っているかなどの観点について、戦略会議でチェックし、改善点を評価機関等に提言することにより、今後の評価機関の運営に役立てることを目的とする。

2. 評価の方法

(1) 評価の進め方

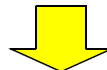
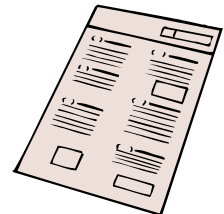
徳島県立保健製薬環境センター（以下「保健製薬環境センター」という。）が行う試験研究についての評価を行う評価委員会の運営評価については、戦略会議事務局が事前に評価委員会を傍聴するとともに、関係資料を収集し課題等の整理を行うことから始めた。

その後、次のような行程で評価を行った。

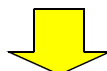
ア 戦略会議事務局において評価委員会委員へのアンケート案を作成



イ 戦略会議 石田会長及び評価委員会 長尾委員長とアンケートについて協議を行い、調査項目を決定（資料「徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価に関するアンケート結果」参照）

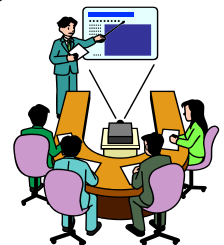


ウ 評価委員会の各委員へアンケートを実施（10月23日発送）



エ 戦略会議の開催（11月19日 午後1時15分～3時30分）

- ・ 保健製薬環境センターの概要説明（保健製薬環境センター）
- ・ // の見学（保健製薬環境センター）
- ・ 評価委員会の運営方法等の説明（評価委員会事務局）
- ・ アンケート結果の説明（戦略会議事務局）
- ・ 議論



オ 戦略会議で提言書を取りまとめ

(2) 評価のポイント

ア 評価委員会の役割

- ・規定等で所掌事務が明確になっているか

イ 評価委員会の運営方法等

(ア) 会議の運営等について

- ・会議資料は事前に送付されているか
- ・委員が出席できない場合の代理出席について
(試験研究評価実施要綱第5条第3項)
- ・個人情報を含むテーマを評価の対象とするべきか
- ・事務局に意見や要望を伝える機会はあるか

(イ) 試験研究の説明について

- ・試験研究の発表者の説明時間は充分か
- ・試験研究の発表者の説明はわかりやすいか

(ウ) 評価の方法について

<共通>

- ・質疑・採点の時間は充分か
- ・採点表(5段階評価とコメント)は、記述しやすいか
- ・評価において委員同士の合議は必要か

<個別事項(事前・中間・事後)>

- ・評価項目は妥当か

<評価項目>

事前(必要性, 目標, 研究内容, 手法)
中間(必要性, 目標, 研究内容, 手法, 成果)
事後(成果)

- ・評価基準は妥当か

<評価基準>

事前 平均評価点が、2点未満のテーマは予算化しない、
2.5点未満のテーマは、内容の修正等を行う。
中間 平均評価点が、2点未満のテーマは休止、2.5点
未満のテーマは、内容の修正等を行う。

ウ 評価結果の反映状況

- ・評価結果(事前・中間・事後)の反映状況は、委員に報告されているか
- ・研究成果は、本県の保健衛生の向上、環境の保全及び製薬業の振興に活用されているか

エ その他

- ・保健製薬環境センターにおける研究成果について、県民への周知は十分になされているか

3. 議論の概要

戦略会議では、前記の「評価のポイント」に基づき検討を行ったが、その概要は、以下のとおりであった。

(1) 評価委員会の運営等

◆ 評価委員会における委員の代理出席について

評価委員会は大学の教員や各分野の代表等に委員を委嘱しているが、徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価実施要綱第5条第3項において委員の代理出席を認めている。評価委員会委員に対するアンケートでは、「代理出席者が評価を行うことについてどう思うか」という問いに対し、4名が「問題はない」、1名が「問題である」という回答であった。

戦略会議委員からは、

- ・ アンケートでは、専門性及び一貫性の観点から「問題がある」と1名から回答があったが、委員自身が専門性等の観点から代理出席者を指名しているのだから特に問題はないのではないか。

との意見がだされた。

◆ 個人情報を含むテーマを評価の対象とするべきかについて

徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価実施要綱第7条第4項では、企業、団体等の個人情報を含む試験研究テーマ等については、委員長と事務局が協議の上、評価の対象としないことができると規定されている。評価委員会委員に対するアンケートでは、「個人情報を含むテーマを評価の対象外とすることについてどう思うか」という問いに対し、3名が「妥当である」、2名が「すべてのテーマを評価するべきである」という回答であった。

戦略会議委員からは、

- ・ 個人情報を含むテーマとは、具体的にはどのようなものか。

との質問がなされた。

評価委員会委員長から、

- ・ 例えば、糖尿病や喫煙に起因する肺疾患などのテーマについて、特定の地域において疫学調査を行う場合に、重大な個人情報を扱うこととなる。
- ・ そのようなテーマが研究課題となる場合は、要綱第7条第4項の規定に従い、評価委員会委員長と事務局で十分かつ慎重に協議の上、評価の対象とすべきかどうか判断したい。

との回答がなされた。

戦略会議会長から、

- ・ 「すべてのテーマを評価するべきである」と回答した2名の委員を含め、評価委員会の全委員に対して、評価委員会事務局から要綱第7条第4項の意義を改めて説明しておいてほしいとの意見がだされた。

(2) 試験研究の説明

（ 評価委員会委員に対するアンケートでは、試験研究テーマの説明について、「発表者の説明はわかりやすいか」との問いに対し、1名が「その他」と回答し、そのコメントに「一般県民を相手に理解してもらおうつもりで発表してほしい」などの意見が寄せられている。 ）

戦略会議委員から、

- ・ プレゼンテーションでわかりやすく説明するのは非常に難しいが、発表者の説明について、2名が「わかりやすい」、2名が「ふつう」とアンケートで回答していることから、特に問題はないのではないかなどの意見がだされた。

(3) 評価の方法について

（ 評価委員会委員に対するアンケートでは、「質疑・採点の時間は充分か」との問いに対し、1名が「短い」と回答している。委員同士の合議の必要性については、4名が「不要」としているが、「質疑時間が限られていることから、各委員が採点する際、委員同士で協議する時間を設けてはどうか」との意見も寄せられている。 ）

評価委員会委員長から、

- ・ 委員同士で合議をすると、研究テーマが自らの専門分野である委員の意見に、他の委員の評価が影響を受ける可能性があり、問題だと思うとの意見がだされ、

戦略会議委員から、

- ・ 研究テーマが自らの専門分野でない場合は、自信を持って評価することができない委員もいるとは思いますが、そのような場合でも県民目線からの意見を出すことが重要であり、委員間の合議は必要ないのではないかなどの意見がだされ、他の委員から反対意見はなかった。

(4) 評価（事前、中間、事後）結果の反映状況について

（ 評価委員会委員に対するアンケートでは、「評価結果の反映状況について、報告はあるか」との問いに対し、「ある」との回答が、事前評価では4名、中間評価では2名であった。 ）

戦略会議委員から、

- ・ 評価委員会委員に対するアンケートで「評価結果の反映状況について、報告はあるか」との問いに対し、「ある」という回答と、「ない」という回答に分かれていることから、実際には報告はどうなっているか。

との質問がなされた。

評価委員会事務局から、

- ・ 評価結果の反映状況については、報告はしている。
- ・ しかし、事務の都合で報告の時期が年度末となり、評価委員会の会議からかなりの時間が経過していたことから、このような回答となったのではないか。

との回答があった。

戦略会議会長からは、

- ・ 評価結果の反映状況の報告については、評価後、速やかに評価委員に報告するように改善していただきたい。

との意見があった。

(5) 保健製薬環境センターにおける研究成果の県民への周知について

評価委員会委員に対するアンケートでは、保健製薬環境センターにおける研究成果について、「県民への周知は十分になされているか」との問いに対し、4名が「十分とは言えない」と回答するとともに、「更なる周知のために、公開セミナーを実施してはどうか」や「県ホームページだけでなく、他のメディアを活用してはどうか」などの意見が寄せられている。

評価委員会事務局から、

- ・ 県民への周知については、現在、県ホームページでの公開や年報を他の関係機関に配布することなどにより行っている。

との説明がなされた。

戦略会議委員から、

- ・ 保健製薬環境センターにおける研究については、内容が非常に難解であることから、一般の県民が興味を示すことは少ないのではないか。例えば、子どもでも理解できるように、漫画を活用するなど工夫してはどうか。

との意見がだされ、

その後、評価委員会委員長から、

- ・ 研究成果はホームページに掲載されていることから、興味のある専門家が調べようと思えば、容易に入手できることとなっている。
- ・ 問題は、一般の県民の方であるが、例えば、スマートフォンやLINE等を活用して若年層に広く周知してはどうか。

との意見がだされた。

最後に、戦略会議会長からは、

- ・ アンケートの結果にもあるように、保健製薬環境センターにおける研究成果の県民への周知は、現状のままでは不十分だと思う。もっと積極的に行って欲しい。

との意見があった。

4. 提 言

戦略会議では、「3. 議論の概要」に記載のとおり、評価委員会委員のアンケート結果や評価委員会事務局（保健製薬環境センター）からの説明などに基づき、評価委員会の運営状況や評価方法、評価結果の反映状況などについて審議を行った。

その結果、全般的には適切に運営がなされていると認められたが、次の点について、評価委員会と評価委員会事務局（保健製薬環境センター）で検討していただきたい。

【評価結果の反映状況の評価委員会への報告】

評価結果の反映状況の評価委員会へ報告することは、PDCAのサイクル上、非常に重要である。

しかし、現在、報告はなされてはいるものの、評価委員会事務局の都合で、その時期が年度末となり、評価委員会の会議からかなりの時間が経過している。

今後、評価結果の反映状況の報告については、評価後、速やかに評価委員会に報告するように改善されたい。

【保健製薬環境センターにおける研究成果の県民への周知】

保健製薬環境センターにおける研究成果の県民への周知は、現在、県ホームページでの公開や年報を他の関係機関に配布することなどにより行われている。

しかし、評価委員会委員へのアンケートの結果にもあるように、一般県民に対する周知が現状では十分とはいえないことから、公開セミナーを実施したり、県ホームページ以外の広報手段を活用するなど、もっと積極的に周知を図って欲しい。

また、一般県民が研究内容を理解し興味を持てるように、できる限りわかりやすい内容となるよう工夫していただきたい。

5. 参考資料

(1) 徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価に関するアンケート結果

[アンケート対象者]

試験研究評価委員7名のうち、委員長を除く6名にアンケートを実施、5人から回答を得た。

【1 会議の運営等について】

問1-1 会議資料は事前に送付されていますか？

送付されている	5
送付されていない	0

問1-2 徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価実施要綱第5条第3項の規定により、委員が出席できない場合に、その代理出席者が評価を行うことも可能ですが、このことについて、どう思いますか？

(なお、これまでは同規定が適用された事例はありません。)

問題はない	4
問題である	1

→「問題である」と回答した場合、どういったことから問題があると思いますか？(複数回答可)

専門性の観点から問題である	1
一貫性の観点から問題である	1
その他の観点から問題である	1

その他の観点

各委員は、保健製薬環境センターから委員を拝命している。それを、委員個人が何を根拠に代理の者を出席させることができるのか、その根拠と、責任の所在がはっきりしない。従って責任を持って評価できるかどうかということが問題である。

問1-3 徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価実施要綱第7条第4項では、「企業、団体等の個人情報を含む試験研究テーマ等については、委員長と事務局が協議の上、評価の対象としないことができる」ことが規定されていますが、このことについてどう思いますか？

(なお、これまでは同規定が適用された事例はありません。)

妥当である	3
全てのテーマについて評価するべきである	2

問1-4 事務局に意見や要望を伝える機会がありますか？

ある	5
ない	0

問1-5 会議の回数について、年何回の開催がよいですか？

年1回がよい	3
年2回がよい	1
その他	1

その他の回答内容

必要に応じて、1回もしくは2回の開催がよい。

【2 試験研究の説明について】

問2-1 試験研究の発表者の説明時間は充分ですか？

長い	0
妥当	5
短い	0

問2-2 試験研究の発表者の説明はわかりやすいですか？

わかりやすい	2
ふつう	2
わかりにくい	0
その他	1

その他の回答内容

- ・専門用語や数字について説明不足の場合がある。
- ・質問しても、適切な説明や回答が得られない場合がある。
- ・「一般県民を相手に理解してもらつつもり」で発表してほしい。
- ・どのような質問がなされても回答できるよう準備しておいてほしい。

問2-3 発表者への要望や改善してほしい点があれば、ご自由にお書きください。

- ・予算の用途を明確にしてほしい。
- ・数字の根拠や、その結論に至った経緯等については、もう少し聴き手に配慮し、説得力ある説明が必要と感じられることがある。
- ・発表の準備、練習をするときには、一人でするのではなく、もし可能であれば、模擬聴衆の前で発表練習をすると良いと思う。
- ・どのようなことが質問されるかについても、もう少し事前に準備していただくと良いと思う。
- ・研究発表の際、スライドの字が小さい場合がある。

【3 評価の方法について】

現在、「事前評価」「中間評価」「事後評価」を実施していますが、まず、これら3つの評価に共通する質問にお答えください。

問3-1 質疑・採点の時間は充分ですか？

長い	0
妥当	4
短い	1

問3-2 採点表(5段階評価とコメント)は、記述しやすいですか？

記述しやすい	2
ふつう	3
記述しにくい	0

→問3-2について、回答の理由などをご自由にお書きください。

・5段階で問題ない。

・「4手法」について。私は、「研究」そのものに携わった経験がないため、研究分野の「手法」について評価するのは評価基準が分からず苦慮することがある。私の評価で妥当なのかどうか、分からないことがある。(この点については、私個人の力量の問題であると思うので、差し引いてお考えいただければと思います。が、毎回感じていることであるため記載致します。)

問3-3 委員同士の合議は必要だと思いますか？

必要	1
不要	4

→問3-3について、回答の理由などをご自由にお書きください。

<「必要」と回答した理由>

・本来は必要かと思われるが、現行の方法でも大きな問題にはなっていないため、変更は不要。

<「不要」と回答した理由>

・合議よりも、やはり委員個人の点数による評価が必要であると思う。しかし、上記に記載したように、特に「手法」については評価基準が分からず苦慮することがあり、また、不明な点については、発表後発表者に質問する時間が限られており、すべてを理解できずに評価に移る場合がある。これらの理由から、各委員それぞれで点数を付ける際、委員同士で「協議」する時間を設けても良いのではないかと思う。そうすれば、更に問題点が浮き彫りになると同時に、誤解していた点があるとすれば、それを正しく理解し、一層適切な評価ができることが期待される。「合議」ではなく、「協議」が可能であればご一考いただければと思う。

・他の委員の意見に影響を受ける可能性があるため。

●＜事前評価について＞

事前評価は、次のとおりに行われていますが、これについて、以下の質問にお答えください。

- (1) 次年度において、新たに実施予定の全ての試験研究テーマを対象とする。
- (2) 試験研究テーマとしての採択、不採択の判断を目的とする。

問3-4 評価項目は、「必要性、目標、研究内容、手法」の4項目となっていますが、試験研究テーマの採択を判断するのに妥当と思いますか？

妥当	3
見直しが必要	2

→「見直しが必要」と回答した場合、どのような点について見直すべきと思うか、ご自由にお書きください。

・できれば、所内ヒアリングで絞り込むのではなく、外部評価ヒアリングで全件採択ではない状況を作るべきではないか。(競争原理が働かないのはやや問題がある。)

・「手法」については、評価の基準が分かりづらく、点数をつけるのが難しい。

問3-5 事前評価において、その平均評価点が2点未満のテーマについては予算化しない、2.5点未満のテーマについては所用の見直し等を行うこととして運用していますが、この基準は妥当だと思いますか？

基準点を上げるべき	0
妥当	5
基準点を下げるべき	0

問3-6 事前評価の結果の反映状況について、報告はありますか。

ある	4
ない	1

→問3-6について、「ある」と回答した場合、その報告の時期は適切ですか。

適切である	4
もっと早くしてほしい	0
その他	0

●<中間評価について>

中間評価は、次のとおりに行われていますが、これについて、以下の質問にお答えください。

- (1) 試験研究期間が3年以上となる全ての試験研究テーマを対象とする。
- (2) 試験研究の継続、休止、内容の修正等の判断を目的とする。
- (3) 評価時期 : 研究期間が3年のもの→1年終了時
(1年目の進捗度によっては2年終了時)
研究期間が4年以上のもの→2年終了時

問3-7 中間評価については、上記のとおり、試験研究期間が3年以上となるテーマを対象としていますが、これは妥当と思いますか？

4年以上とすべき	0
妥当	4
2年以上とすべき(毎年実施)	1

問3-8 評価時期は、上記のとおり、1年終了時または2年終了時に行われることになっていますが、これは妥当なものと思いますか？

妥当	5
見直しが必要	0

→「見直しが必要」と回答した場合、どのような点について見直すべきと思うか、ご自由にお書きください。

--

問3-9 評価項目は、「必要性、目標、研究内容、成果、手法」の5項目となっていますが、試験研究の継続や休止等を判断するのに妥当だと思いますか？

妥当	4
見直しが必要	1

→「見直しが必要」と回答した場合、どのような点について見直すべきと思うか、ご自由にお書きください。

・私個人としては、「手法」の評価をするのが難しいことがある。しかし、中間評価の時点で、該当する研究について詳しい委員から、より良い「手法」が提案されれば、より良い成果につながると思うので、「手法」という項目を見直す(項目から除く、または、文言を変更する等)のが良いのかどうかについては、他の委員の皆さんのご意見もぜひ伺いたい。

問3-10 中間評価において、その平均評価点が2点未満のテーマについては休止、2.5点未満のテーマについては内容の修正等を行うこととして運用していますが、この基準は妥当だと思いますか？

基準点を上げるべき	0
妥当	5
基準点を下げるべき	0

問3-11 中間評価の結果の反映状況について、報告はありますか。

ある	2
ない	2
未回答	1

→問3-11について、「ある」と回答した場合、その報告の時期は適切ですか。

適切である	2
もっと早くしてほしい	0
その他	0

●＜事後評価について＞

事後評価は、次のとおりに行われていますが、これについて、以下の質問にお答えください。

- (1) 前年度に研究が終了した全ての試験研究テーマを対象とする。
- (2) 今後の試験研究、成果の普及方法等に役立てる。

問3-12 事後評価においては、事前評価・中間評価と同様に5段階評価とコメントで評価を行っていますが、事後評価においても5段階評価は、必要だと思いますか？

必要	4
コメントのみでよい	1
その他	0

意見

「手法」については、これまでに述べている通り、評価基準がよく分からない。しかし、「コメントのみ」ということではなく、何らかの5段階評価は必要と考える。

問3-13 事後評価の評価結果は、今後の試験研究や成果の普及などに、役立てられていると思いますか？

十分に役立てられている	0
役立てられている	4
あまり役立てられていない	0
未回答	1

→問3-13について、回答の理由などをご自由にお書きください。

- ・事後評価の結果がどのように役立てられているのかについて、報告がなされていないためわからない。
- ・ホームページでの公表時などに一定程度反映されているが、次の研究テーマの設定などにも活用すべき。
- ・これまでの事後評価でフィードバックしてきたことは、次の研究の進め方や成果の普及に反映されていると思う。

●＜評価の方法の全体を通じて＞

以上、「事前評価」「中間評価」「事後評価」についてお聞きしましたが、全体を通じて次の質問にお答えください。

問3-14 専門的な内容を評価するに当たって、取り入れた方が良いと思う方法などがあれば、ご自由にお書きください。

- ・他の自治体や国(政府)での同様の取組と比較して、必要性や意義を評価できた方がよいのではないか。
- ・専門的な内容については、その分野の専門家に評価してもらうことが一番だと思う。委員の中に、評価対象となる研究内容の専門家がいなければ、事情が許せばその都度専門家を招聘し意見を訊くというような体制を整えてはどうか。その反面、専門家ではない、いわゆる「一般市民」が理解できることが重要なので、「一般市民」の目線を持つ委員も必要である。

【4 その他】

問4-1 保健製薬環境センターにおける研究成果について、県民への周知は十分になされていると思いますか？

十分に周知されている	1
十分とは言えない	4

→「十分とは言えない」と回答した場合、どのような方法で周知すべきと思いますか？

- ・ホームページやニュースレターなどで、県民へ一定の周知はなされている。可能ならば、それらの取組に加えて、公開セミナーなどを実施するのはどうか。学会等へ関係職員が参加し、研究成果の意義を再確認すべきではないか。
- ・自身の経験から、一般県民が、センターの研究成果を検索して知ろうとすることは少ないのではないか。成果の周知に関しては、「センターからの報告」だけに留めることなく、他部門との連携を図ることも必要ではないかと思う。
- ・どちらかと言えば、「十分とは言えない」ということである。ホームページ等では、委員会での評価結果などが掲載されており、それを熟読すれば、保健製薬環境センターではどのような研究がされているのか、またその成果はどうであったのかが分かる。ホームページにアップするなどして情報発信をしていることはよく分かるが、そのホームページにいかにかアクセスしてもらうかが課題だと思う。
- ・ホームページで公開されていると思うが、ネットで閲覧する人は多くないと思う。徳島新聞で記事として掲載してもらってはどうか。

問4-2 保健製薬環境センターにおける研究成果は、本県の保健衛生の向上、環境の保全及び製薬業の振興に活用されていると思いますか？

活用されている	4
ふつう	1
活用されていない	0

→「活用されていない」と回答した場合、どのような点について検討すべきと思いますか？

--

問4-3 そのほか、試験研究評価全般について、感想・提案などをご自由にお書きください。

- ・評価を受けて、どのように改善していくか、改善されたかのフィードバックがあればよいと思います。
- ・限られた時間での発表、質疑応答となるので仕方がないということを承知したうえでの感想であるが、より正確に評価したいと思えば、発表者に対してかなり細かく質問をしなければ分からないこともあるので、発表後の質疑応答にもう少し時間を取っていただけるとありがたい。
- ・外部評価のシステム全体としては大きな問題はないと思われるが、その一方で、県民のニーズの把握、県民への成果発表の機会、また県民からの質疑の機会がより多くあってもよいのではないか。
- ・各委員は専門外のことであっても、それぞれの立場で意見を述べ、活発な意見交換がなされていると思う。

(2) 徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価委員会の概要について

① 設置目的

徳島県立保健製薬環境センターにおける試験研究について評価を行うことにより、県民、県内事業者等のニーズを的確に反映した効率的かつ効果的な試験研究を行い、もって本県の保健衛生の向上、環境の保全及び製薬業の振興に寄与すること。

② 評価の種類

事前評価 次年度に新たに実施する試験研究テーマについて、その必要性等について事前に評価する。

中間評価 試験研究期間が3年以上となる試験研究テーマについて、その継続の必要性、進捗状況等について評価を行う。

事後評価 試験研究の終了後、その成果、今後の普及方法等について、評価を行う。

③ 評価の視点

評価を行うにあたっての評価の視点は、資料2「徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価委員会評価基準」のとおり。

④ 評価の手順

担当職員のプレゼンテーションを受け、各評価項目について各委員が5段階評価し、平均をとる（標準点は3点）。なお、プレゼンテーションのための評価シートについては資料3、採点表については資料4のとおり。

⑤ 評価結果の取り扱い

研究テーマの採択・不採択、継続・休止、内容修正、予算配分等に反映する。

また、ホームページ等での公表も行う。

⑥ 平成26年度の活動実績（平成26年11月19日現在）

<事前評価>

開催日：平成26年9月29日（月）

評価対象：平成27年度から新たに試験研究を始めるもの

- ・徳島県における結核菌の分子疫学的解析に関する検討

<事後評価>

開催日：平成26年9月29日（月）

評価対象：平成25年度で試験研究が終了したもの

- ・医薬部外品等の品質確保に関する調査及び指導
- ・重金属元素濃度等からみたアジア大陸からの越境大気汚染の影響について
- ・大腸菌群からみた県内河川の水質に関する研究
—潤いのある水環境の保全に関する研究—

資料1

徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県立保健製薬環境センター（以下「保健製薬環境センター」という。）における試験研究について評価を行うことにより、県民、県内事業者等のニーズを的確に反映した効率的かつ効果的な試験研究を行い、もって本県の保健衛生の向上、環境の保全及び製薬業の振興に寄与することを目的とする。

(評価機関)

第2条 保健製薬環境センターの試験研究評価を行う機関として、徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、県民環境部長が委嘱する。

3 委員の任期は3年とする。但し、必要により再度委嘱することができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は会務を総理し、委員会の議長となる。

4 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は事務局の要請を受けて、委員長が招集する。

2 委員会は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長がやむを得ないと認める場合は、委員は代理の者を出席させることができる。

4 委員長は特に必要があると認められるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員会は公開とする。

(評価の内容)

第6条 試験研究評価の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事前評価 次年度に新たに実施する試験研究テーマについて、その必要性等について事前に評価を行う。

(2) 中間評価 試験研究期間が3年以上となる試験研究テーマについて、その継続の必要性、進捗状況等について評価を行う。

(3) 事後評価 試験研究の終了後、その成果、今後の普及方法等について、評価を行う。

(評価の対象)

第7条 事前評価については、試験研究テーマのうち、次年度に新たに実施しようとするテーマを対象とする。

2 中間評価については、試験研究テーマのうち、試験研究期間が3年以上となる全てのテーマを対象とする。

3 事後評価については、試験研究テーマのうち、前年度に研究が終了した全てのテーマを対象とする。

4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、企業、団体等の個人情報を含む試験研究テーマ等については、委員長と事務局が協議の上、評価の対象としないことができる。

(評価の方法)

第8条 試験研究評価にあたっては、事務局は委員会に試験研究評価シートを提出し、これに基づき評価を行う。

2 評価結果は定量化するものとする。

3 試験研究評価シートの様式は事前評価、中間評価及び事後評価ごとに別に定める。

(評価の項目)

第9条 試験研究評価にあたっては、試験研究の必要性、目標、内容、成果、手法等について評価を行うものとする。

2 評価項目の詳細については、別に定める。

(評価の時期)

第10条 評価を行う時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事前評価 新たに試験研究を実施する年度の前年度に実施する。

(2) 中間評価 試験研究期間が3年のものについては、原則として研究期間が1年以上となる年度において実施し、試験研究期間が4年以上のものについては、研究期間が2年以上となる年度に実施する。

(3) 事後評価 試験研究が終了した年度の翌年度に実施する。

(国庫補助事業等の取扱)

第11条 前条の規定にかかわらず、国庫補助事業、委託事業等で事前評価を実施するいとまがないときは、事業実施後、最初に開催される委員会において報告するものとする。

(評価結果の反映)

第12条 保健製薬環境センター所長は、委員会の評価結果について、次の各号に掲げる事項に反映させるものとする。

(1) 試験研究テーマの採択、不採択

(2) 試験研究テーマの継続、休止

(3) 試験研究の内容等の修正

(4) 予算の配分

2 保健製薬環境センター所長は、前項第1号から第3号までの措置を講じた場合は、委員会に報告するものとする。

(事務局)

第13条 委員会の事務局は、保健製薬環境センターに置く。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、試験研究評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

2 徳島県保健環境センター試験研究評価委員会委員に委嘱された委員については、その任期の期間中はこの要綱により委嘱されたものとする。

3 第3条第3項の規定に関わらず、委員会設置後、新規に就任した委員の任期は平成25年8月26日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

資料2

徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価委員会評価基準

1 徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価委員会（以下「委員会」という。）の評価項目、評価の視点は次のとおりとする。

評価の種別	評価項目	評価の視点
事前評価	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民・事業者等のニーズを踏まえた研究内容であるか ・ 県行政または事業者等のニーズを解決するために有効な研究であるか ・ 県の試験研究機関が率先して取り組むべき研究であるか
	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験研究の目標が明確で具体性があるか ・ 試験研究成果が本県保健衛生・環境政策及び施策に反映できるか、または事業者等に活用され、実現の可能性はあるか
	研究内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査等の準備は十分か ・ 創造性や新規性、先進性があるか
	手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究手法は適切なものとなっているか ・ 試験研究を進める中で効果的な実施体制をとっているか ・ 年次計画は適切になっているか

評価の種別	評価項目	評価の視点
中間評価	必要性	(事前評価からの情勢変化を勘案した上で) <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民・事業者等のニーズを踏まえた研究内容であり、十分な貢献が期待できるか。
	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験研究の目標が明確で具体性があるか ・ 試験研究成果が本県保健衛生・環境政策及び施策に反映できるか、または事業者等に活用され、実現の可能性はあるか
	研究内容	(評価時点において) <ul style="list-style-type: none"> ・ 創造性や新規性先進性があるか ・ 新たな視点や発想を取り入れる必要性はないか
	成果	(事前評価からの情勢変化を勘案した上で) <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に比べ研究の達成度はどうか
	手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究手法に工夫が見られるか ・ 試験研究を進める中で効果的な実施体制をとっているか ・ 年次計画は適切に消化されているか。今後の調査計画は適切なものであるか

評価の種別	評価項目	評価の視点
事後評価	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験研究成果は目標をクリアしているか ・ 試験研究の成果に新規性、先進性はあるか ・ 試験研究成果が本県保健衛生・環境政策及び施策に活用、または事業者等において実用化される見込みはあるか ・ 成果の普及方法は適切か

2 委員会の委員は評価にあたり、各評価項目ごとに5段階評価を行うものとし、各段階評価を行うものとし、各試験研究テーマの評点は、各委員の各評価項目の平均とする。

なお、評価に当たっての標準点は3点とする。

試験研究評価シート（事前）

評価の種類	事前評価		担当課		
課題名 (研究テーマ)			研究者名	(正)	(副)
研究期間	平成〇〇～〇〇年度	予算額 (千円)	次年度	予算種類	国補・県単 その他()
必要性					
目標					
研究内容					
手法					
その他					

試験研究評価シート(中間)

評価の種類	中 間 評 価		担当課		
課 題 名 (研究テーマ)			研究者名	(正) (副)	
研究期間	平成〇〇～〇〇年度	予算額 (千円)	今年度 累計	予算種類	国補・県単 その他()
必 要 性					
目 標					
研究内容					
手 法					
成 果					
そ の 他					

試験研究評価シート(事後)

評価の種類	事後評価		担当課		
課題名 (研究テーマ)			研究者名	(正)	(副)
研究期間	平成〇〇～〇〇年度	予算額 (千円)	(総額)	予算種類	国補・県単 その他()
必要性					
目標					
研究内容					
手法					
成果					
その他					

保健製薬環境センター試験研究評価委員会 採点表（事前評価）

委員名： _____

試験研究テーマ	1 必要性					2 目 標					3 研究内容					4 手 法				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	1 必要性																			
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	1 必要性																			
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

保健製薬環境センター試験研究評価委員会 採点表 (中間評価)

委員名：

試験研究テーマ	1 必要性					2 目標					3 研究内容					4 手法					5 成果				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	1 必要性					2 目標					3 研究内容					4 手法					5 成果				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	1 必要性					2 目標					3 研究内容					4 手法					5 成果				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

保健製薬環境センター試験研究評価委員会 採点表 (事後評価)

委員名： _____

試験研究テーマ	採点					評価
	1	2	3	4	5	
	1	2	3	4	5	
	1	2	3	4	5	
	1	2	3	4	5	

徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価委員会委員

平成25年8月27日就任

	名前	所属等
委員長	長尾 善光	徳島大学名誉教授
委員	有澤 孝吉	徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部教授
委員	伊勢佐百合	一般社団法人徳島薬剤師会理事
委員	兼子 明美	徳島県製薬協会（大塚製薬株式会社）
委員	高橋 昌江	徳島文理大学保健福祉学部看護学科教授
委員	村澤 普恵	徳島大学研究国際部国際課国際コーディネーター
委員	山本 裕史	徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部准教授

※任期は3年（平成25年8月27日から平成28年8月26日まで）

(3) 県政運営評価戦略会議 委員名簿

(平成26年11月19日現在)

	氏 名	現 職 等
会 長	石田 和之	徳島大学大学院 准教授
副会長	阿部 頼孝	徳島文理大学 徳島文理大学短期大学部 教授
委 員	井関 佳穂理	公認会計士
//	坂本 真理子	NPO法人郷の元気 副代表理事
//	佐和 良佳	美馬市社会福祉協議会 事務局長
//	田村 耕一	(公財) 徳島経済研究所 専務理事
//	土佐 和恵	松茂農業協同組合 理事
//	南波 浩史	徳島文理大学 教授
//	橋本 延子	女性林業研究グループ「那賀川こまち」 会長
//	浜口 伸一	(株) ハマグチ 代表取締役
//	濱口 英代	和田島漁業協同組合 参事
//	福島 明子	四国大学 講師
//	藤原 学	四国労働金庫 常務理事
//	森本 長生	(株) 道の駅日和佐 駅長

(敬称略)